

## 川西市認知症カフェ開設助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川西市認知症カフェ開設助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この助成金は、認知症カフェを開設する者に助成金を交付することにより、認知症カフェの開設を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症の人やその家族、地域の住民、医療、介護又は福祉の専門職に就いている者等が気軽に参加できる「集いの場」であり、認知症の人やその家族が安心して過ごせる「居場所」をいう。

### (対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、当該交付を受ける日を含む助成年度内に認知症カフェを開設するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の地区福祉委員会
- (2) 市内に所在する社会福祉法人
- (3) 市内に所在する医療機関
- (4) 高齢者の支援に関するボランティア活動又はコミュニティ活動を実施している市民の団体
- (5) 認知症の人やその家族が交流できる場を運営している市民の団体
- (6) 市内に所在する特定非営利活動法人

### (対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、認知症カフェの開設に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成対象経費としない。

- (1) 認知症カフェで使用する施設の使用料、機材の賃借料、人件費等の経費
- (2) 認知症カフェで提供する飲食物に係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

### (助成の要件)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、開設する認知症カフェについて次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 認知症カフェを実施する場所を市内に確保すること。
- (2) 原則として月に1回以上定期的に開設し、助成金の交付を受ける日から1年以上継続して開設すること。
- (3) 1回の開設時間は2時間以上であること。
- (4) 認知症の人やその家族等からの相談に対応できる医療、介護又は福祉の専門職に就いている者が毎回参加していること。
- (5) 助成金の交付を受けようとする者が川西市暴力団排除に関する条例施行規則（平成24年川西市規則第36号）に規定する暴力団等に該当しないこと。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、1か所につき5万円を限度とし、予算の範囲内において交付するものとする。

（助成金交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、川西市認知症カフェ開設助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 認知症カフェ実施計画書（様式第2号）
- (2) 第4条第1号から第6号までに規定する団体にあつては、団体の活動内容を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金交付申請の審査及び交付の通知）

第9条 市長は、前条に規定する書類を受け付けた場合は、当該書類を審査し、及び必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、川西市認知症カフェ開設助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとし、不適当と認めるときは川西市認知症カフェ開設助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第10条 前条の規定による助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、速やかに川西市認知症カフェ開設助成金交付請求書（様式第5号）により助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、規則第17条第1項ただし書の規定により、助

成金を概算して交付するものとする。

(実績報告)

第11条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは、川西市認知症カフェ開設助成金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 認知症カフェ実績報告書（様式第7号）
- (2) 助成対象経費に係る領収書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る助成事業の実績が助成金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を川西市認知症カフェ開設助成金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に供したとき。
- (3) 助成金の交付決定を受けた後、関係法令に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成の決定の取消しの必要を認めたとき。

(助成金の返還)

第14条 市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、助成対象者に交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。